

第156期定時株主総会招集ご通知に際しての 法令および定款に基づく書面交付請求株主への 交付書面に含まれない事項

- 事業報告の以下の事項
 - ・取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
 - ・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
 - ・剰余金の配当等の決定に関する方針
 - ・株式会社の支配に関する基本方針
- 連結計算書類の以下の事項
 - ・連結株主資本等変動計算書
 - ・連結注記表
- 計算書類の以下の事項
 - ・株主資本等変動計算書
 - ・個別注記表
- 監査報告
 - ・連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
 - ・会計監査人の監査報告書
 - ・監査等委員会の監査報告書

第156期

（ 2024年3月 1 日から
2025年2月28日まで ）

株式会社松屋

本内容は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は、「業務の適正を確保する体制の整備」のために必要な「内部統制システムの構築に関する基本方針」を、以下のとおり決議しております。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンス体制の確立を図るべく、企業行動基準を制定し、また、役職員が法令定款および社内規律を遵守するための企業行動指針を定める。
- ・また、その徹底を図るため、全社のコンプライアンス活動を組織横断的に統括するコンプライアンス委員会を設ける。コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する重要事項に付き審議し、取締役会・監査等委員会に報告する。
- ・グループ監査室は、コンプライアンス委員会と連携して、コンプライアンスの確立・推進を図り、また、その状況を監査・調査し、その結果を定期的にコンプライアンス委員会に報告する。
- ・代表取締役は常にコンプライアンスの精神を役職員に伝える。また、コンプライアンスに関する教育研修を役職に応じて定期的に実施することにより、これを徹底する。
- ・財務報告の適正性確保のための体制については、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適法性および適正性を確保するための社内体制を構築する。
- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては毅然とした態度で臨み、関係を持たず、反社会的勢力による被害の防止に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・文書等管理規程を策定して、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存・管理する。
- ・文書等は、少なくとも法令に定める期間保存し、また、重要な文書等については永久保存するものとし、取締役および監査等委員会がいつでも閲覧することができる状態を維持する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・危機管理に関する規程を策定し、これに基づき当社における主要なリスク事項を抽出しリスクの事前防止を図るとともに、リスク発生時の対応方法等を明確化し損失の軽減に努める。
- ・危機管理委員会は、平常時において各部門におけるリスク管理を推進するとともに、不測の事態が生じた場合は緊急対策本部を設置して損失の拡大を防止する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・職務権限規程を策定して、取締役はこれに定めた職務遂行権限および意

- 思決定ルールにより、個々の職務の執行を行うとともに、各取締役はその執行状況を定期的に取締役会に報告する。
- ・取締役会は、3年ごとに中期経営計画を策定し、これを全社員が共有する全社的な目標として浸透を図る。
 - ・取締役会は、中期経営計画に基づき、每期部門ごとの業績目標と予算を設定する。設備投資・新規事業については、中期経営計画への貢献度を基準にその優先順位を決定する。
 - ・取締役会は、適宜中期経営計画実現のための諸施策の進行状況等を、レビューする。
 - ・IR体制については当社の職務執行において重要な業務であるとの位置づけの下、当社の企業理念と中期経営計画の達成状況につき、投資家その他ステークホルダーの理解を得るために、社内にもコーポレートコミュニケーション課を設置して適時情報開示を行うとともにIR説明会を実施する。代表取締役は率先して会社のIRに努める。
- ⑤当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社および当社の子会社・関連会社（以下、グループ各社という）における内部統制の一体的構築を目指して、当社にグループ各社の内部統制を担当する部門としてグループ政策部を位置づける。
 - ・グループ政策部は、子会社管理規程を策定して、これに基づきグループ各社における業務の適正を確保するとともに経営を管理・指導する。
 - ・グループ監査室は、グループ政策部と連携の下、内部監査を行い、両者は必要に応じてその結果をコンプライアンス委員会、取締役会および監査等委員会に報告する。
 - ・グループ監査室は、当社およびグループ各社における内部統制システムの構築を推進する。また、その状況を監査し、改善へ向けた提言を行うとともに、その結果を定期的に代表取締役へ報告する。
- ⑥監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
- ・監査等委員会の職務を補助する組織を監査等委員会室とする。
 - ・監査等委員会室には、会計・法律知識を習得した人材を配置する。
 - ・監査等委員会は、専任の従業員の配置を要請することができる。
- ⑦監査等委員会を補助する使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査等委員会の要請がある場合には、監査等委員会室に専任の従業員を配置するものとし、当該使用人は監査等委員会の指示に従って、その監査職務を補助する。
 - ・監査等委員会室の使用人の人事異動については、監査等委員会が事前に人事担当取締役より報告を受けるとともに、必要がある場合には理由を付して当該人事異動につき変更を人事担当取締役に申し入れることができるものとする。

- ・また、当該使用人を懲戒に処する場合には、人事担当取締役はあらかじめ監査等委員会の承諾を得るものとする。
- ⑧当社およびグループ各社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、法定の事項に加えて、監査等委員会と協議の上、監査等委員会に報告すべき事項を定める規程を制定し、これに従い取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は監査等委員会に報告する。
 - ・この規程に基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は監査等委員会に対して以下に定める事項を経営会議、コンプライアンス委員会・危機管理委員会・サステナビリティ委員会その他重要な会議への常勤監査等委員の出席を通じて報告する。
 - a) 経営会議で審議された事項
 - b) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - c) 毎月の経営状況として重要な事項
 - d) 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - e) コンプライアンス上重要な事項
 - f) グループ各社におけるa)～e)に関する事項
 - g) その他必要な事項
 - ・常勤監査等委員は、前項の内容を毎月1回監査等委員会ですべての監査等委員に報告する。
 - ・重要かつ緊急性が高い事項については、適時に代表取締役より直接監査等委員会に対して報告する。
 - ・グループ各社の取締役および使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項その他事業運営上の重要事項を適時に監査等委員会に報告する。
- ⑨上記⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・監査等委員会又は監査等委員に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。
- ⑩監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、監査等委員会の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑪その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査等委員会は、代表取締役・会計監査人と定期的に意見交換を行う。
 - ・監査等委員会は、内部監査の状況につきグループ監査室より直接にその状況を聴取する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記方針に基づき、当社グループの内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりです。

①コンプライアンス体制

当社は、当社グループ全体におけるコンプライアンス上の重要な問題を審議するための常設機関として、コンプライアンス委員会を設置しております。

本委員会は、コンプライアンスの基本方針に基づき、主として、コンプライアンス体制の構築、コンプライアンスの遵守状況の把握、コンプライアンス上の問題が発生した場合の再発防止に向けた取組み、啓蒙・教育活動の推進等を図っております。当事業年度においては本委員会を4回開催し、主に営業に係る業法遵守体制および情報管理体制の両者についてモニタリングおよび強化等を行いました。

なお、内部通報制度については、通報窓口を総務部、人事部、労働組合、外部弁護士事務所の4箇所に設置することで充実を図っております。

②リスク管理体制

当社は、当社グループに係る事業活動における損失の危険の管理体制を構築するという観点から、常設機関として危機管理委員会を設置しております。平常時における安全管理・危機予防活動のより一層の推進を図るべく、定期的開催するとともに、有事の際の対応機関として機能する等、危機管理体制の確立に向け活動しております。

本委員会は、リスク管理の基本方針に基づき、主としてリスク管理体制の構築、リスクの抽出および評価、リスク管理状況のモニタリング等により、危機管理の推進を図っております。当事業年度においては本委員会を2回開催し、防災および防犯に係るリスク低減策を策定、実行するとともに、万一リスクが発生した場合の被害・損害をできる限り回避・軽減するために必要な備えと訓練を継続的に実施していることを確認する等、主に個別リスク管理状況のモニタリングを行いました。

③取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

職務権限規程等に基づき、取締役はこれに定めた職務遂行権限および意思決定ルールにより個々の職務の執行を行うとともに、各取締役はその執行状況を定期的に取締役会に報告しております。取締役会は、毎月1回定期的に開催するとともに、必要に応じ臨時に開催しており、各取締役の職務の執行を監督しております。

また、取締役は、取締役会が決定した「中期経営計画『サステナブルな成長に向けて』（2022～2024年度）」の基本方針に沿った諸施策を実施するとともに、取締役会に報告し、取締役会はこれをレビューいたしました。

また、当社は、適時・適正かつ積極的な情報開示をより一層促進するた

めにコーポレートコミュニケーション課を設置しております。コーポレートコミュニケーション課を通じて、市場・ステークホルダーとの対話、社会とのコミュニケーションの促進等を重視する経営を図り、経営の透明性の向上に努めております。

④企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ各社が当社に対し事前承認を求める、又は報告すべき事項を定めた子会社管理規程を定めております。当該規程に基づき、必要に応じてグループ各社から当社に対し付議・報告がなされております。

また、当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化へ向けた内部統制システムの確立のために、グループ監査室を設置しております。グループ監査室には内部統制担当を設置し、グループ全体の内部統制システムの構築の推進に取り組んでおります。

グループ監査室は、内部統制の専管部署としてコンプライアンス委員会・危機管理委員会を主体的に司り、より実効性のある内部統制システムの確立に努めており、企業集団の内部統制システムの運用状況について定期的に確認し、必要に応じて提言を行っております。なお、監査等委員会監査、会計監査人監査と緊密な連携を保つことで内部統制機能の実効性の向上にも努めております。

⑤監査等委員会の監査体制

当社における監査等委員は4名であり、3名が社外監査等委員であります。社外監査等委員は、公正不偏の立場から、適正な業務執行の監視を行い、経営の健全性を高めております。毎月開催される監査等委員会を通じ監査意見の交換・形成を図るとともに、常勤監査等委員が経営会議、コンプライアンス委員会、危機管理委員会およびサステナビリティ委員会等の重要会議に出席する等、監査機能の充実に努めております。さらに、監査等委員会は、代表取締役、会計監査人、グループ監査室と定期的に意見交換を行う等、監査機能の実効性の向上に努めております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分に関しましては配当政策を重要政策のひとつとして位置づけており、着実に収益を確保できる経営体質の基盤強化に努めることで、安定的な配当を行うことを基本方針といたしております。そのため当社は中期経営計画に基づく諸施策を着実に実行し、事業の成長と経営基盤の強化に努めるとともに、変化する経営環境や収益状況を総合的に勘案しながら、株主の皆様への利益還元に努めてまいります。

(4) 株式会社の支配に関する基本方針

①基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えて

います。

当社は、当社の支配権の獲得・移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、株式の大量取得行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかし、株式の大量取得行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得行為の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者との十分な交渉機会を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得行為を行う者は、当社の財務および事業の方針を決定する者として不適切であり、(i) 当社株式の大量取得行為が、当社の企業価値・株主共同の利益に与える脅威の存否を判断し、当社株式の大量取得行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報・時間を確保し、(ii) 当社取締役会が代替案を提供するために必要な情報・時間を確保し、また、(iii) 当社取締役会が株主およびステークホルダーの利益を確保するために行う大量取得行為を行う者との交渉を可能とすること等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得行為を抑止するための合理的な枠組みが必要であると考えます。

②具体的な取組み

(イ) 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社の企業価値の源泉である「消費価値・文化価値を提供するノウハウ」を伸張させ、当社の企業価値・株主共同の利益を維持・向上させるため、2022年4月14日開催の当社取締役会において、「中期経営計画『サステナブルな成長に向けて』(2022～2024年度)」(以下「本計画」といいます。)を策定いたしました。

本計画では、中長期的な方向性を踏まえ、本計画期間における事業戦略等を策定いたしております。本計画において取り組む主な事業戦略は以下のとおりです。

(i) 百貨店事業の収益力強化

銀座の街に相応しく当社の強みを発揮できる商品政策や、顧客基盤の拡大と深耕を図る顧客政策、中でも外商事業を強化すること等により、営業力の強化を推進してまいります。その一方で、業務や店舗運営体制の見直しを行うこと等により、ローコストオペレーションの実現を推進してまいります。

(ii) 事業ポートフォリオの見直し

百貨店業とシナジー効果の高い事業で基本的な事業ポートフォリ

を構成する中で、中長期的には、不動産に関連する事業の拡大に取り組んでまいります。

また、過年度において構造改革を実施した飲食業等のグループ事業におきましても、コロナ禍からの回復の中で、利益の創出を図ってまいります。

上記に加えまして、ESG経営を推進することにより、企業価値の向上や社会貢献等に取り組んでまいります。

当社は、上記の諸施策に取り組むことで当社の企業価値・株主共同の利益向上を図ってまいります。

また、当社は、企業価値の継続的な向上の実現のため、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。この一環として2022年5月に監査等委員会設置会社へ移行いたしました。経営の透明性の一層の向上と意思決定のさらなる迅速化を目的としており、取締役会の過半数を社外取締役（取締役会の3分の1以上を独立社外取締役）で構成することにより、経営に対する監督機能のさらなる強化を図っております。また、取締役の指名や報酬については、指名・報酬委員会により審議しておりますが、当該委員会の委員長を独立社外取締役とし（従来は代表取締役社長執行役員）、その構成メンバーの過半数を独立社外取締役とすることで、客観性、公正性を高めております。

社内においても、コンプライアンス委員会、危機管理委員会、グループ監査室等の各組織を設置し、内部統制機能・監査機能を強化しております。また、当社は、業務執行の一部を執行役員に委任する執行役員制度を導入し、取締役の任期を1年とする等経営陣の責任の所在の明確化、経営の効率化を図っております。

当社は、今後もコーポレート・ガバナンスの充実に努め、企業価値・株主共同の利益の最大化を追求してまいります。

- (ロ) 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2022年5月26日開催の定時株主総会において、当社定款に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入（更新）に係る基本方針（以下「本買収防衛策基本方針」といいます。）の内容を決定するための議案のご承認をいただき、同日開催の当社取締役会において、本買収防衛策基本方針に基づく具体的な対応策（以下「本プラン」といいます。）を決定いたしました。

a) 本プランの目的

本プランは、当社株式に対する大量取得行為が行われる際に、株主の皆様がかかる大量取得行為に応じるべきか否かを判断するため、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報・時間を確保し、また、当社取締役会が株主およびステークホルダーの利益を確保するために交渉を行うこと等を可能とするものであり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止し、当社の

企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

b) 本プランの適用対象

本プランは、(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得、(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、もしくはこれらに類似する行為又はその提案（以下「買付等」と総称します。）がなされる場合を対象とします。

c) 本プランの定める手続き

当社の株券等について買付等を行う買付者等には、買付等の内容の検討に必要な情報および当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した買付説明書を提出していただきます。その後、買付者等から提出された情報、当社取締役会からの意見や根拠資料、当該買付等に対する代替案（もしあれば）等が、経営陣から独立した者のみから構成される特別委員会（現在は独立社外取締役により構成されます。）に提供され、検討されます。特別委員会は、必要に応じて外部専門家の助言を独自に得たうえ、買付等の内容の検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉、株主に対する情報開示等を行います。

特別委員会は、買付者等による買付等が下記の本新株予約権無償割当ての要件記載の要件のうち、(i)又は(ii)(a)もしくは(i)のいずれかに該当し、かつ、必要性・相当性の観点から本新株予約権の無償割当ての実施が是認されると判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。当社取締役会は、この勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等を決定します。また、特別委員会は、買付等について下記の本新株予約権無償割当ての要件記載の要件のうち、(ii)(u)又は(e)の該当可能性があると判断した場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関してあらかじめ株主意思の確認を得るべき旨の勧告を行います。(ii)(a)もしくは(i)のいずれかに該当すると判断した場合においても、本新株予約権の無償割当ての実施に関してあらかじめ株主意思の確認を得るべき旨の勧告を行うことができるものとします。特別委員会の勧告を受けた当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する株主の皆様意思を確認することとしており、株主意思確認総会を開催する場合、当社取締役会は当該株主意思確認総会の決議に従います。

本新株予約権の無償割当てを実施する場合、当社取締役会は、別途定める割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

d) 本新株予約権の内容

本新株予約権は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が定める金額を払い込むことにより、当社株式1株を取得することができるものですが、買付者等は、原則として本新株予約権を行使できないという差別的行使条件が付されています。また、本新株予約権には、当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに本新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当社がかかる条項に基づく取得をする場合、本新株予約権1個と引換えに原則として当社株式1株が交付されます。

e) 本新株予約権無償割当ての要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、(i)買付者が本プランに定める手続を遵守しない場合、ならびに、(ii)(あ)株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為等により、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく侵害するおそれのある買付等である場合、(い)強圧的二段階買付等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合、(う)買付等の経済的条件(対価の価額・種類、買付等の時期、支払方法等を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合、および、(え)買付者等の提案の内容(買付等の経済的条件のほか、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、従業員、取引先、顧客等の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。)が、「消費価値・文化価値を提供するノウハウ」に具現化される当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な企業価値の源泉を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益に重大な悪影響を与える買付等である場合のいずれかに該当することです。

f) 本プランの有効期間・本プランの廃止・変更等

本プランの有効期間は2022年5月26日開催の当社定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本買収防衛策基本方針を変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは、速やかに変更後の本買収防衛策基本方針に従うよう変更され又は廃止されることとなります。また、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

g) 株主および投資家の皆様への影響

本プランの導入(更新)時点においては、本新株予約権の無償割当ては行われませんので、株主の皆様には直接具体的な影響が生じることはありません。

本プランが発動され、本新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が本新株予約権行使の手続を行わないとその保有する株式が希釈化される場合があります(ただし、当社が当社株式を対価とし

て本新株予約権の取得を行った場合、株式の希釈化は生じません。)

本プランの詳細については、以下の当社ウェブサイトに掲載しております 2022年4月14日付当社プレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入（更新）に係る基本方針の株主総会への付議について」をご参照ください。

（当社ウェブサイト <https://www.matsuya.com/corp/ir/news/>）

Ⅱ) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記Ⅱ)に記載した基本方針の実現に資する特別な取組みは、いずれも当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上に資する具体的方策であり、まさに当社の基本方針に沿うとともに、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであり、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、本プランは、上記Ⅱ)に記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、一定の場合に株主意思確認総会を開催し株主の皆様の意思を確認することとしている等、株主意思を重視するものであること、その内容として合理的な客観的な発動要件が設定されていること、独立性の高い社外者によって構成される特別委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、特別委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができることとされていること、有効期間が3年間と定められたうえ、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止できるとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

<ご参考>

- ・当社グループは、2025年度より新たな「経営計画『Global Destination』となることを目指して」（以下、本計画）を推進しております。本計画の概略については、株主総会参考書類39頁から40頁（1. (2) (b)「企業価値向上のための取組み」）に記載のとおりであります。
- ・買収防衛策基本方針および本プランは本総会終結の時をもって失効することから、当社は、2025年4月14日開催の取締役会において、買収防衛策基本方針の内容を改定して新たな買収防衛策基本方針を定めることを内容とする議案を本総会に付議することを決定しております。当該議案の内容については、株主総会参考書類37頁から70頁（第3号議案「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）の導入（更新）に係る基本方針の決定の件」）に記載のとおりであります。

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年3月 1 日)
(至 2025年2月28日)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本計 合
当 期 首 残 高	7,132	5,411	9,795	△ 297	22,041
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 557		△ 557
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			2,383		2,383
自己株式の取得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	1,825	△ 0	1,825
当 期 末 残 高	7,132	5,411	11,620	△ 298	23,866

	その他の包括利益累計額			非支配株主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	3,942	△ 29	3,912	863	26,816
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△ 557
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					2,383
自己株式の取得					△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	261	222	483	74	557
当 期 変 動 額 合 計	261	222	483	74	2,383
当 期 末 残 高	4,203	192	4,396	937	29,200

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社数 9 社

(株)アターブル松屋、(株)シービーケー、(株)東栄商会、(株)スキャンデックス、
(株)松屋友の会、(株)エムジー商品試験センター、(株)銀座インズ、(株)銀座五丁目
管財、(株)MATSUYA GINZA.com

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 2 社

(株)ギンザコア、(株)ライツ・アンド・ブランズ

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である(株)アターブル松屋の決算日は12月31日であるため、連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用しております。

また、(株)銀座インズの決算日は3月31日であるため、連結計算書類の作成にあたっては12月31日を仮決算日とする計算書類を使用しております。

また、(株)銀座五丁目管財の決算日は4月30日であるため、連結計算書類の作成にあたっては1月31日を仮決算日とする計算書類を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直
入法により処理し、売却
原価は移動平均法により
算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

②棚卸資産

親会社は売価還元原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、連結子会社は個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）又は最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

親 会 社……定額法

連結子会社……定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法）

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③商品券等回収損失引当金

一定期間経過後に収益計上した未回収の商品券等について、将来回収された場合に発生する損失に備えるため、合理的に見積った回収見込額を計上しております。

④環境対策引当金

環境対策に伴う将来の支出に備えるため、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

⑤再開発関連費用引当金

再開発に伴う建物の解体費用等の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。

⑥店舗閉鎖損失引当金

店舗閉鎖に伴う将来の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）を適用しております。

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①百貨店業

百貨店業においては、衣料品、家具、雑貨、食料品等の販売等を行っております。これらの取引は、顧客への財の引き渡し又はサービスの提供が

完了した時点で収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、当社グループが代理人として関与したと判定される取引については顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

また、販売促進のためのポイント制度を提供しており、会員の購入金額に応じてポイントを付与し、利用されたポイント相当の財又はサービスの提供を行っております。付与ポイントを履行義務と識別して契約負債を認識し、履行義務が消滅する利用・失効時に収益を認識しております。

また、発行した自社商品券を履行義務と識別して契約負債を認識し、履行義務が消滅する当該自社商品券の使用時に収益を認識しております。さらに、当該自社商品券の未使用部分について、使用見込分の回収率に応じて比例的に収益を認識しております。

②飲食業

飲食業においては、飲食業及び結婚式場の経営等を行っております。これらの取引は、顧客への財の引き渡し又はサービスの提供が完了した時点で収益を認識しております。

③ビル総合サービス及び広告業

ビル総合サービス及び広告業においては、(株)松屋等の警備、清掃、設備保守・工事、建築内装工事、装飾、宣伝広告業等を行っております。これらの取引は、顧客への財の引き渡し又はサービスの提供が完了した時点で収益を認識しております。

また、工事契約のうち、約束した財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、当該財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法を採用しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の会計処理方法

数理計算上の差異は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により、発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

なお、一部の連結子会社については簡便法を採用しております。

未認識数理計算上の差異については、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(6) のれんに関する事項

のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間で均等償却しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失	69百万円
有形固定資産	35,271
無形固定資産	11,047

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、店舗資産等を有しており、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しております。回収可能価額の算定にあたっては、連結会計年度末時点で入手可能な情報や資料に基づき判断しております。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当社グループが保有する店舗資産等は、店舗の営業損益が悪化、又は市場価格が著しく下落したこと等に伴い、減損損失を計上する必要性が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（繰延税金負債と相殺前の金額）	691百万円
-----------------------	--------

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

当社グループは、将来の利益計画に基づいた課税所得を合理的に見積り、回収可能性があるかと判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しており、当連結会計年度においては、足元の業績や見通しが改善したことを踏まえて、繰延税金資産の回収可能性を見直しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存しており、当該見積りは、過年度の実績を踏まえ、今後の国内消費動向の予測、インバウンド需要の見通し等の主要な仮定を含んで見積もられています。そのため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、翌連結会計年度において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. のれんの回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 735百万円

(当連結会計年度において、㈱MATSUYA GINZA.comが事業を譲り受け、た際に生じた同事業の超過収益力をのれんとして認識したものをその効果が発現すると見積られる期間で均等償却した残高です。)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、投資意思決定時の単位を基礎としてのれんが発生している子会社を一つのグルーピング単位とし、事業計画の達成状況や経営環境の変化をモニタリングすることによって、減損の兆候の有無を検討しております。減損の兆候を識別した場合には、のれんを含む資産グループの帳簿価額と割引前将来キャッシュ・フローの総額を比較し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

なお、当連結会計年度については、想定していた計画に対する進捗に遅れが生じていること等から、当連結会計年度末において減損の兆候を識別しておりますが、将来の事業計画等の妥当性を検討・評価した結果、割引前将来キャッシュ・フローが、帳簿価額を上回っているため、当連結会計年度における減損損失の認識は不要と判断しております。なお、市場環境の変化等により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ、事業計画の見直しが必要となった場合、減損損失の計上が必要となり、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 再開発関連費用引当金の算定

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

再開発関連費用引当金 196百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

2022年2月期において、持分法適用関連会社である㈱ギンザコア及び当社他が所有する銀座コアビルの再開発に関連して発生する支出に備えるため、再開発関連費用引当金を計上しておりましたが、当連結会計年度において解体費用の再見積りを行ったところ費用が当初の想定額より増加する見込みとなり、再開発関連費用引当金の見積額を変更しております。

この変更により、再開発関連費用引当金繰入額として特別損失に89百万円計上し、当連結会計年度における税金等調整前当期純利益は同額減少しております。

また、これらの見積りには不確実性が含まれているため、予測不能な変化等により、再開発関連費用引当金の追加計上が必要な可能性があります。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

2022年2月期において、持分法適用関連会社である㈱ギンザコア及び当社他が所有する銀座コアビルの再開発に関連して発生する支出に備えるため、再開発関

連費用引当金を計上していましたが、当連結会計年度において解体費用の再見積りを行ったところ費用が当初の想定額より増加する見込みとなり、再開発関連費用引当金の見積額を変更しております。

この変更により、再開発関連費用引当金繰入額として特別損失に89百万円計上し、当連結会計年度における税金等調整前当期純利益は同額減少しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物及び構築物	1,747百万円
土 地	7,275
合 計	9,023

担保に係る債務

短 期 借 入 金	10,862百万円
長 期 借 入 金	9,978
合 計	20,841

2. 有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額	33,570百万円
---------	-----------

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式及び自己株式の種類及び総数

発行済株式

普通株式	53,289,640株
------	-------------

自己株式

普通株式	234,025株
------	----------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年4月11日 取締役会	普通株式	利益剰余金	397	7.5	2024年2月29日	2024年5月8日
2024年10月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	158	3.0	2024年8月31日	2024年11月18日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年4月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	476	9.0	2025年2月28日	2025年5月14日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、売掛管理規定等に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。なお、デリバティブは社内管理規程に従い、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針をとっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及び差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注)2をご参照ください）。

(単位 百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 其他有価証券	8,031	8,031	－
(2) 長期借入金	11,915	11,907	△ 7

(注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

(単位 百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,202

3. 一年内返済予定の長期借入金は (2) 長期借入金に含めて表示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2025年2月28日)

(単位 百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	8,031	－	－	8,031
資産計	8,031	－	－	8,031

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2025年2月28日)

(単位 百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	11,907	－	11,907
負債計	－	11,907	－	11,907

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2) 長期借入金

元利金の合計額を同様の新規調達、新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、東京都中央区等において、賃貸用のオフィスビル及び賃貸用商業施設等を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位 百万円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
12,185	2,460	14,646	15,605

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 主な変動
増加額は、収益不動産の取得による増加2,532百万円であります。減少額は、対象資産における減価償却等によるものであります。
3. 時価の算定方法
主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分析情報

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位 百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計
	百貨店業	飲食業	ビル総合 サービス及び 広告業	計		
売上高						
顧客との契約から生じる収益	39,388	3,404	2,714	45,507	1,228	46,736
その他の収益 (注)2	596	—	—	596	787	1,383
外部顧客への売上高	39,984	3,404	2,714	46,103	2,016	48,120
セグメント間の内部 売上高又は振替高	13	11	2,787	2,811	1,197	4,009
計	39,997	3,415	5,501	48,914	3,214	52,129
セグメント利益	4,189	27	102	4,319	238	4,558

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、用度品・事務用品の納入、キャラクターショップ運営、輸入商品の販売、商品販売の取次ぎ、商品検査業務、不動産賃貸業等が含まれております。
2. その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号2007年3月30日）の範囲に含まれる不動産賃貸収入等であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の(4)重要な収益及び費用の計上基準に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

当連結会計年度において、当社グループにおける顧客との契約から計上された契約負債は以下のとおりであります。

当連結会計年度（2025年2月28日）

契約負債（期首残高） 2,734百万円

契約負債（期末残高） 2,916百万円

契約負債は主に、当社が付与したポイント及び発行した商品券のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

当連結会計年度に認識された収益のうち、当連結会計年度の期首の契約負債に含まれていた金額は930百万円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社における契約負債の主なものは、(株)松屋友の会のお買物カードに関するものであります。

なお、当初に予想される契約期間が1年以内の取引については、実務上の便法を適用し、注記の対象に含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 532円71銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 44円93銭 |

(企業結合に関する注記)

(取得による企業結合)

当社の連結子会社である(株)MATSUYA GINZA.comが(株)B4FのEコマースに関する事業を譲り受けました。

1. 企業結合の概要

(1) 相手企業の名称及び事業の内容

①相手企業の名称：株式会社B4F

②取得した事業の内容：ECサイトミレポルテ（milleporte.com）の運営

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は銀座店を中核として百貨店事業を行っています。多様化する顧客ニーズや急回復しているインバウンド売上の増加に対応するだけでなく、それらを更なる成長の機会ととらえ、長年の商慣習やDX化の遅れなどの障害で未だに国内では実現されていない革新的なオムニチャネルサービスをスタートさせました。

(株)MATSUYA GINZA.comが(株)B4Fより事業を譲り受けることで、当社グ

グループにおけるデジタル人材を質と量ともに強化し百貨店のDX化を進め、圧倒的なユーザビリティとホスピタリティを備えた、銀座に店を構える百貨店ならではの顧客体験を(株)MATSUYA GINZA.comを中心に創造してまいります。

本サービスは、当社が長年培ってきた有形・無形の資産を最大限に活用する新たな挑戦です。当事業の成功が、国内のお客様にとって有益なものとなるだけでなく、当社の強みであるインバウンドビジネスのさらなる拡大に寄与するものと考えております。

(3) 企業結合日

2024年4月25日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする事業譲受

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とする事業譲受であるため

2. 連結計算書類に含まれている譲受事業の業績の期間

2024年4月25日から2025年2月28日まで

3. 譲受事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	900百万円
取得原価		900百万円

上記に加えて、(株)B4Fとの間で条件付対価に関する合意がなされています。

今後設定された2事業年度において総額900百万円を上限とし、一定の事業上のリスクを排除して算出される金額が追加で発生する可能性があります。

4. 譲受事業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

該当事項はありません。

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

900百万円

(2) 発生原因

今後の事業活動によって期待される将来の超過収益から発生したものです。

(3) 償却方法及び償却期間

投資効果の発現する期間にわたって均等償却いたします。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(自 2024年3月1日)
(至 2025年2月28日)

(単位 百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	7,132	3,660	1,907	5,568
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮積立金の取崩				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-
当 期 末 残 高	7,132	3,660	1,907	5,568

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,083	5,409	7,493	△ 232	19,961
当期変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩	△ 7	7	－		－
剰余金の配当		△ 557	△ 557		△ 557
当期純利益		2,951	2,951		2,951
自己株式の取得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	△ 7	2,401	2,393	△ 0	2,393
当期末残高	2,076	7,810	9,886	△ 232	22,354

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	3,791	3,791	23,753
当 期 変 動 額			
固定資産圧縮積立金の取崩			-
剰 余 金 の 配 当			△ 557
当 期 純 利 益			2,951
自 己 株 式 の 取 得			△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	200	200	200
当 期 変 動 額 合 計	200	200	2,593
当 期 末 残 高	3,991	3,991	26,346

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直
入法により処理し、売却
原価は移動平均法により
算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

商品……………売価還元原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品……………最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に
より、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回
収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 商品券等回収損失引当金

一定期間経過後に収益計上した未回収の商品券等について、将来回収され
た場合に発生する損失に備えるため、合理的に見積った回収見込額を計上し
ております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び
年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計
上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期
間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異

数理計算上の差異は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の

一定の年数（15年）による定額法により、発生 of 翌事業年度から費用処理しております。

(5) 環境対策引当金

環境対策に伴う将来の支出に備えるため、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

(6) 再開発関連費用引当金

再開発に伴う建物解体費用等の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）を適用しております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社においては、衣料品、家具、雑貨、食料品等の販売等を行っております。これらの取引は、顧客への財の引き渡し又はサービスの提供が完了した時点で収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、当社が代理人として関与したと判定される取引については顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

また、販売促進のためのポイント制度を提供しており、会員の購入金額に応じてポイントを付与し、利用されたポイント相当の財又はサービスの提供を行っております。付与ポイントを履行義務と識別して契約負債を認識し、履行義務が消滅する利用・失効時に収益を認識しております。

また、発行した自社商品券を履行義務と識別して契約負債を認識し、履行義務が消滅する当該自社商品券の使用時に収益を認識しております。さらに、当該自社商品券の未使用部分について、使用見込分の回収率に応じて比例的に収益を認識しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

1. 固定資産の減損

(1) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表（重要な会計上の見積りに関する注記）」に記載した内容と同一であります。

(2) 翌事業年度の計算書類に与える影響

「連結注記表（重要な会計上の見積りに関する注記）」に記載した内容と同一であります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（繰延税金負債と相殺前の金額） 513百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

「連結注記表（重要な会計上の見積りに関する注記）」に記載した内容と同一であります。

3. 関係会社短期貸付金の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度末において、当社の連結子会社である㈱MATSUYA GINZA. comに対する貸付金2,090百万円について、貸倒引当金を計上しておりません。

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社貸付金については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。当連結会計年度における㈱MATSUYA GINZA. comに対する貸付金については、事業計画等の妥当性を検討、評価した結果、回収可能と判断しております。

なお、市場環境の変更等により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ、事業計画の見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 再開発関連費用引当金の算定

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

「連結注記表（重要な会計上の見積りに関する注記）」に記載した内容と同一であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表（重要な会計上の見積りに関する注記）」に記載した内容と同一であります。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

2022年2月期において、関係会社である㈱ギンザコア及び当社他が所有する銀座コアビルの再開発に関連して発生する支出に備えるため、再開発関連費用引当金を計上しておりましたが、当事業年度において解体費用の再見積りを行ったところ費用が当初の想定額より増加する見込みとなり、再開発関連費用引当金の見積額を変更しております。

この変更により、再開発関連費用引当金繰入額として特別損失に89百万円計上し、当事業年度における税引前当期純利益は同額減少しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建	物	1,747 百万円
土	地	7,275
合	計	9,023

担保に係る債務

短 期 借 入 金	8,951 百万円
一年内返済予定の長期借入金	1,911
長 期 借 入 金	9,978
合 計	20,841

2. 有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額	32,858 百万円
---------	------------

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分掲記したものを除く）

短 期 金 銭 債 権	6 百万円
長 期 金 銭 債 権	504
短 期 金 銭 債 務	7,310
長 期 金 銭 債 務	10

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

売 上 高	15 百万円
仕入高、販売費及び一般管理費	3,026
営業取引以外の取引高	239

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	163,135 株
------	-----------

(税効果に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

投資有価証券評価損	60 百万円
賞与引当金	43
長期未払金	21
減損損失	12
未払賞与	170
商品券等回収損失引当金	127
貸倒引当金繰入限度超過額	421
関係会社株式評価損	214
資産除去債務	146
その他	273
繰延税金資産小計	1,493
評価性引当額	△ 979
繰延税金資産合計	513

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△ 1,242 百万円
固定資産圧縮積立金	△ 915
その他	△ 14
繰延税金負債合計	△ 2,172
繰延税金負債の純額	△ 1,659

2. 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響額

令和7年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が公布され、令和8年4月1日以降開始する事業年度より法人税率等が変更されました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。

令和9年2月28日まで	30.6%
令和9年3月1日以降	31.5%

この税率の変更により、繰延税金負債(繰延税金資産の額を控除した金額)が63百万円、法人税等調整額が26百万円それぞれ増加し、その他有価証券評価差額金が36百万円減少いたします。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

属性	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との 関 係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)アターブル 松屋	直接 ー 間接 85.6	役員の兼任	資金の貸付	50 (純額)	関 係 会 社 長期貸付金	1,493
				貸付金利息	ー		
子会社	(株)松屋友の会	直接 100.0 間接 ー	役員の兼任	資金の借入	40 (純額)	短期借入金	2,313
				支 払 利 息	69		
子会社	(株)銀座インズ	直接 51.0 間接 ー	役員の兼任	資金の借入	ー	短期借入金	1,340
				支 払 利 息	3		
子会社	(株)銀座五丁目 管財	直接 100.0 間接 ー	役員の兼任	資金の借入	ー	短期借入金	2,680
				支 払 利 息	7		
子会社	(株)MATSUYA GINZA.com	直接 100.0 間接 ー	役員の兼任	資金の貸付	2,040 (純額)	短期貸付金	2,090
				貸付金利息	14		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. (株)アターブル松屋に対する資金の貸付については、無利子としております。なお、同社への債権に対し1,301百万円の貸倒引当金を計上しております。
2. (株)松屋友の会、(株)銀座インズ及び(株)銀座五丁目管財からの資金の借入、(株)MATSUYA GINZA.comに対する資金の貸付については、市場金利等を勘案して合理的に条件を決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

属性	名称又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との 関 係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
役員等	古屋 勝彦	被所有 直接 0.7	当 社 名誉相談役	名誉相談役に 対する報酬	12	ー	ー

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 報酬額は委嘱する業務の内容等を勘案し、協議の上決定しております。

(収益認識に関する注記)

「連結注記表（収益認識に関する注記）」に記載した内容と同一であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 495円92銭
2. 1株当たり当期純利益 55円55銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2025 年 4 月 24 日

株 式 会 社 松 屋
取 締 役 会 御中

太 陽 有 限 責 任 監 査 法 人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 松 亮 一 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 上 原 啓 輔 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社松屋の2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社松屋及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2025 年 4 月 24 日

株式会社 松 屋
取締役 会 御中

太陽 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小松 亮一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 上原 啓輔 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社松屋の2024年3月1日から2025年2月28日までの第156期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第156期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月25日

株式会社 松 屋 監査等委員会

常勤監査等委員 柳 澤 昌 之[㊞]

監査等委員 古 屋 勝 正[㊞]

監査等委員 中 村 隆 夫[㊞]

監査等委員 吉 田 正 子[㊞]

(注) 監査等委員古屋勝正、中村隆夫、吉田正子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上